

○神流町企業版ふるさと納税実施要綱

令和3年9月1日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第2号の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業とは、法第5条第15項の規定に基づき、神流町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業をいう。
- (2) 寄附対象法人とは、町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金とは、寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う、10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(企業版ふるさと納税)寄附申出書(様式第1号)を町長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 町長は、前条の申出がされた日の属する年度の寄附対象事業に該当申出がされた寄附金を充当するものとする。この場合において、寄附金の額は当該寄附対象事業の事業費の範囲内の額とする。

- 2 前項に規定する寄附金の充当は、寄附者への寄附金の支払いを要請することにより行うものとする。この場合において、町長は、寄附対象法人からの

寄附金を受領するとともに、当該法人に受領証(様式第2号)を交付するものとする。

3 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、町長は、事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

4 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附の申出または、收受した寄附金がこの要綱の趣旨に反するとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、広報又は町ホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、公表することについて、寄附対象法人の同意があったものに限る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

神流町長 様

所在地

法人名

代表者

法人番号

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書

神流町で実施される予定である寄附対象事業に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

1 寄附を希望する事業及び寄附申出額

寄附を希望する事業名	寄附申出額
	円
	円

※なお、上記の寄附は指定のあった時期（ 月頃）に振り込みます。

2 法人名及び寄附額の公表について

- 法人名及び寄附金額の公表を了承します
- 法人名のみ公表を了承します
- 寄附金額のみ公表を了承します
- 公表を希望しません

3 ご担当者連絡先

所属		担当者名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			
受領証等送付先			

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

神流町長 田村 利男

受 領 証

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。

記

- 1 事業の名称
- 2 寄附年月日
- 3 寄附金額

○ 地域雇用開発助成金の対象となる事業に対する寄附として受領した場合には、以下のとおり、本受領書に追記すること。

※ 以下に該当する場合には、（ ）内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。

（ ）地域雇用開発助成金の対象となる事業（区域：
（実施期間： 年 月 日～ 年 月 日）に対する寄附として受領したもの

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

様

神流町長 田村 利男

事業費確定報告書

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

--

2 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費		円
当該事業に対する寄附の受領額		円
うち、貴社からの寄附の受領額		円